地域公共交通計画に定める事業については、その着手予定時期、実施予定期間について可能な限り具体的かつ明確に記載することとする。なお、当面事業の実施の見込みがない場合にあっては、事業の具体化に向けた検討の方向性を記載し、事業が具体化した段階で、地域公共交通計画を適宜変更して事業の内容について記載を追加、修正するものとする。

また、地方公共団体は、国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業等）だけでなく、社会資本整備総合交付金や財政投融資の活用、他分野との連携による資金の確保、民間からの投資・融資、寄附金の受入など、多様な資金の調達方策の検討・活用等を通じて、事業を推進する上で必要な資金を確保するよう努めるものとする。

地域公共交通の持続可能性を確保する観点からは、公共交通機関の利用促進、自家用自動車の使い方の見直し等の住民による各種取組や一定の負担も織り込んだ形で、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図ることが重要である。

なお、事業の検討及び実施に当たっては、三に定める事項にも留意することとする。

(5)・(6)　（略）

2　都市計画等との調和

地域公共交通は地域社会全体の価値を向上させるための手段の一つであり、その活性化及び再生は、まちづくりをはじめ、観光振興、健康・医療、福祉・介護、教育、環境など様々な分野と密接な関係を有する。

このため、地域公共交通計画を作成する地域において、立地適正化計画、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第四条に規定する観光圏整備計画や、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条に規定する地方公共団体実行計画など、他の分野の計画が策定されている場合には、地域公共交通計画にその旨を明示し、これらの計画との連携を図るべき旨を地域の関係者が十分に共有した上で、取組を行うことが望ましい。

とりわけ、公共交通は、都市の装置として重要なものであり、都市の骨格を形成するという観点から、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条に規定する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画が策定されている地域においては、これらの計画等との調和の確保に留意する必要がある。さらに、公共交通はコンパクト・プラス・ネットワークの根幹をなすものであることから、地域公共交通計画と立地適正化計画は、同一の公共交通軸を定め、相互に関連するＫＰＩを設定するなど内容を連動させ、一体的に作成することが望ましく、両計画の作成や見直しを同時期に行うことや、両計画を一つの計画として作成することも有効な手段として考えられる。また、立地適正化計画で示した誘導施策等の実現に向けて、必要な公共交通に関する施策を地域公共交通計画に位置付けて推進していくことが重要である。両計画の作成過程においては、公共交通の担当部局とまちづくりの担当部局の双方が情報共有などの連携を図りつつ、積極的に両計画の作成に係る業務等を行うことにより、地域公共交通の確保・充実と居住・都市機能の誘導が好循環をもたらしながら効果的に図られるよう、十分に内容の調整を行うべきである。

地域公共交通計画に定める事業については、その着手予定時期、実施予定期間について可能な限り具体的かつ明確に記載することとする。なお、当面事業の実施の見込みがない場合にあっては、事業の具体化に向けた検討の方向性を記載し、事業が具体化した段階で、地域公共交通計画を適宜変更して事業の内容について記載を追加、修正するものとする。

また、地方公共団体は、国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業等）だけでなく、社会資本整備総合交付金や財政投融資の活用、他分野との連携による資金の確保、民間からの投資・融資、寄附金の受入など、多様な資金の調達方策の検討・活用等を通じて、事業を推進する上で必要な資金を確保するよう努めるものとする。

地域公共交通の持続可能性を確保する観点からは、公共交通機関の利用促進、自家用自動車の使い方の見直し等の住民による各種取組や一定の負担も織り込んだ形で、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図ることが重要である。

なお、事業の検討及び実施に当たっては、三に定める事項にも留意することとする。

(5)・(6)　（略）

2　都市計画等との調和

地域公共交通は地域社会全体の価値を向上させるための手段の一つであり、その活性化及び再生は、まちづくりをはじめ、観光振興、健康・医療、福祉・介護、教育、環境など様々な分野と密接な関係を有する。

このため、地域公共交通計画を作成する地域において、立地適正化計画、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第四条に規定する観光圏整備計画や、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条に規定する地方公共団体実行計画など、他の分野の計画が策定されている場合には、地域公共交通計画にその旨を明示し、これらの計画との連携を図るべき旨を地域の関係者が十分に共有した上で、取組を行うことが望ましい。

とりわけ、公共交通は、都市の装置として重要なものであり、都市の骨格を形成するという観点から、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条に規定する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画との調和の確保に留意する必要がある。さらに、公共交通はコンパクト・プラス・ネットワークの根幹をなすものであることから、地域公共交通計画と立地適正化計画の作成や見直しを同時期に行う、両計画を一つの計画として作成するなど、一体的に作成することが望ましい。両計画の作成過程においては、公共交通の担当部局とまちづくりの担当部局の双方が情報共有などの連携を図りつつ、積極的に両計画の作成に係る業務等を行うことにより、地域公共交通の確保・充実と居住・都市機能の誘導が好循環をもたらしながら効果的に図られるよう、十分に内容の調整を行うべきである。